

2. 溶接作業指導者の認証

溶接施工現場において、溶接作業及び関連作業の指導・管理を行うとともに溶接技能者の技量向上にあたる溶接作業指導者（職長、班長等）の資格であり、WES 8107 に基づいて資格認証を行うものです。

この資格は、溶接管理技術者と溶接技能者の中間に位置する職長あるいは班長等をイメージしたものであり、特に技量を必要とされる手溶接又は半自動溶接についての指導、教育及び関連する溶接作業の指導等を行いうる熟練した溶接技能と実務経験が要求されます。

2.1 適用する規格

WES 8107 溶接作業指導者認証基準

2.2 溶接作業指導者の任務及び責任

表 2.1 溶接作業指導者の任務及び責任、並びに知識と職務能力

任務及び責任	溶接及び関連作業の指導・監督並びに溶接管理技術者に対する実務的助言
知識と職務能力	溶接作業に関する十分な経験と溶接施工及び管理に関する一般的知識
工場における溶接作業 者グループの班長、小 規模溶接工事の現場監 督などを想定した主な 業務	(a)仕様書、図面及び溶接施工要領書内容の作業者に対する指示・徹底 (b)材料及び溶接材料の確認並びに溶接関連機器の点検 (c)施工条件詳細の微修正及びその指示並びに安全衛生も考慮した溶接作業の監督 (d)作業結果の確認及びチェックシート類の記録又はその確認 (e)計画に対する改善提案及び異常発生の際の状況把握と報告 (f)技量向上のための溶接作業者の教育・指導

2.3 受験資格

次の(1)及び(2)の両方の条件を満たしていること。

- (1)年齢満 25 歳に達している方。
- (2)JIS Z 3801（手溶接）、JIS Z 3805（手）、JIS Z 3811（アーク）、JIS Z 3821（アーク）、JIS Z 3841（半自動）又は公的な団体が実施する技能検定制度*において、次の a)、b)、c)のいずれかに該当する資格を保有している方、又は有していた方。

- a) 管の突合せ継手で裏当て金なしの資格保有期間が3年を超えていること。
- b) 板の突合せ継手で裏当て金なしの下向以外の異なる2つ以上の溶接姿勢の資格保有期間がそれぞれ3年を超えていること。
- c) 上記以外の場合で、下向以外の姿勢の資格保有期間が通算9年を超えていること（連続しなくてもよい）。ただし、2種目以上の資格が重なった期間は重複して加算しない。

*「公的な団体が実施する技能検定制度」とは、個人に対して適格性証明書（又はこれに相当する証明書）が交付される場合を指します。例として、ボイラ溶接士（厚生労働省）、石油工業溶接士（日本溶接協会）、NK溶接士技量資格（日本海事協会）、建築鉄骨溶接技能者資格（AW検定協議会）などの検定が該当します。

2.4 講習会及び学科試験の内容

WES 8107 の表 2.1 に示す知識と職務能力を確認するための試験とし、次に示す主な技術知識分野についての講習会の受講実績及び試験（学科試験）によって評価します。

- ① 溶接部の性質と強度についての基礎知識
- ② 溶接欠陥とその検出方法についての一般知識
- ③ ロボット溶接を含む各種溶接法の一般知識
- ④ 溶接機器概論及び電気の一般知識
- ⑤ 溶接法に対応した技能指導の要点に関する実務知識
- ⑥ 溶接施工管理と安全衛生管理の実務知識
- ⑦ 品質管理の実務知識と溶接部の検査の実務知識
- ⑧ 関連規格及び法規の一般知識

2.5 講習会及び学科試験の日程

原則として年2回（前期と後期）とし、前期は5～6月に、後期は10～11月に開催します。

2.6 受験の申込、受付

受験（受講）の申込は、原則として前期と後期の開催日前30日までとします。

受験申請書の入手、手続などは、当協会本部事務局の溶接作業指導者担当までお問合せください。

2.7 試験結果の通知

評価試験の結果は、原則として学科試験実施後3ヶ月以内に通知します。

2.8 認証の登録手続

- ① 評価試験に合格した者は、所定の認証登録手続を行わなければなりません（所定の期間内にこの手続を行わなかった場合は、資格は登録されません）。
- ② 上記①の認証登録手続を行った者には「適格性証明書」を交付します。

2.9 認証の有効期間、サーベイランス

「適格性証明書」の有効期間は3年とし、この有効期間満了前4ヵ月以内にサーベイランス（書類審査）の申請を行い、適格性が維持されていることが確認された場合、引き続き3年間有効の「適格性証明書」が交付されます。このサーベイランスの申請は2回行います。

2.10 再認証

資格の登録後9年を経過（サーベイランスを2回受けて3年を経過）し、資格を更新しようとする場合は、有効期間を満了する前1年以内に再認証審査を受けなければなりません。再認証審査は、再認証申請書に基づく書類審査及び次の①又は②のいずれかの講習会の受講実績により評価します。この審査に合格した場合は、新たに認証登録手続を行わなければなりません。

- ① 7年目から9年目に開催される公益法人等の団体が主催する溶接専門技術に係わる講習会に、延べ2日以上（延べ10時間以上）の受講実績を必要とする。なお、講習会の妥当性についての審査がある。
- ② 9年目に開催されるWES 8107による「溶接作業指導者のための講習会」
この講習会を7年目、8年目に受講することはできません。

